

檜枝岐村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 6年 1月30日

檜枝岐村農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 0.2ha（年間）

(2) 遊休農地解消のための具体的な方法

○遊休農地解消の必要性を農地所有者に説明する。

○地域特産農作物や景観作物の試験栽培・普及による解消を図る。

(3) 遊休農地の解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 農地利用集積面積の目標 0.2ha（年間）

(2) 農地利用集積に向けた具体的な方法

人・農地プランに位置づけられた担い手への農地集積推進を図る。

(3) 農地利用集積の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1経営体（年間）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な方法

○新規就農者に対し、農地取得に向けた支援活動を行う。

○檜枝岐村と協力し、新規就農者のための圃場整備等を検討する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. その他

本指針は3年ごとに見直しを行い、必要があればその都度見直しをすることができることとする。